

(仮称) 郡山市歴史情報・公文書館展示計画等に係る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の歴史・文化遺産及び歴史公文書を保全し、整備し、活用し、及び情報発信するとともに、次世代へ確実に継承していくための拠点施設である(仮称)郡山市歴史情報・公文書館(以下「資料館」という。)の展示計画等の方針を決定するに当たり、有識者から意見を聴くために開催する(仮称)郡山市歴史情報・公文書館展示計画等に係る懇談会(以下「懇談会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は必要に応じ、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 展示計画に関すること。
- (2) 資料収集に関すること。
- (3) 事業活動に関すること。
- (4) その他資料館の整備に関すること。

(懇談会の構成)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とし、学識経験者又は専門的な知識を有する者のうちから市長が依頼する。

- 2 委員への依頼期間は、資料館の開館日までとする。
- 3 懇談会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。
- 4 市長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼金等)

第5条 懇談会の委員及び前条第4項に規定する者に予算の範囲内において謝礼金及び旅費を支給することができるものとし、それぞれの上限額を謝礼金は1日当たり8,100円、旅費は郡山市職員等の旅費に関する条例(昭和40年郡山市条例第31号)の規定による市長等以外の職務にある者の旅費に相当する額とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。